

令和 4 年第 4 回 教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和4年第4回教育委員会定例会議事日程

令和4年4月27日（水）

午後3時 開 会

多賀城市役所3階 第二委員会室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務
報告第4号

臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見（工事請負契約の締結））

臨時代理事務
報告第5号

臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見（工事請負契約の締結））

臨時代理事務
報告第6号

臨時代理の報告について（令和4年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）に対する意見）

臨時代理事務
報告第7号

臨時代理の報告について（多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事）

臨時代理事務
報告第8号

臨時代理の報告について（多賀城市社会教育委員の人事）

臨時代理事務
報告第9号

臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事）

臨時代理事務
報告第10号

臨時代理の報告について（多賀城市立図書館運営審議会委員の人事）

議案第 1 0 号 多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について

議案第 1 1 号 多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について

日程第 5 その他

諸 般 の 報 告

令和4年第3回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

3月17日、3月16日深夜発生 of 福島県沖地震による被害確認のため、全小中学校を臨時休業としました。

3月17日から23日まで、福島県沖地震により学校給食センターの厨房設備等が破損したことから、学校給食の提供を中止しました。

3月18日、小学校において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、来賓者数等を縮小して卒業式を執り行いました。

3月30日、令和4年第1回市議会臨時会が開催され、本日臨時代理事務報告します「工事請負契約の締結（3件）」、「令和4年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決されました。

3月31日、同日付けで退職となる定年退職者3名、依願退職者2名に辞令を交付しました。

4月1日、同日付けの人事異動に伴う辞令交付式を行い、新規採用4名、再任用3名、再任用任期更新2名、配置換え等35名、任期延長2名、併任1名、昇任昇格6名の計53名に辞令を交付しました。

同日、小中学校教職員の人事異動等に伴い、小学校35名、中学校25名の合計60名が本市に着任しました。

4月4日、教職員服務宣誓式及び新規採用・転入教職員研修会を開催しました。

4月5日、第1回全教職員研修会を開催しました。

4月8日、市立小中学校の第1学期始業式及び入学式を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入学式は規模を縮小し、換気を行いながら実施しました。同日現在の児童生徒数は、小学校が新入児童553名を含む3,404名、中学校は新入生徒477名を含む1,525名で、合計4,929名です。

4月13日、「令和4年度第1回仙台管内教育委員会教育長会議」が宮城県仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

4月18日、「令和4年度宮城県都市教育長協議会総会」及び「令和4年度市町村等教育委員会教育長・総務担当課長会議」が宮城県庁で開催され、教育長及び教育委員会事務局次長が出席しました。

4月24日、多賀城中学校で、4月26日、高崎中学校で体育祭が行われました。

前回定例会以降の新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休業状況は、別表のとおりです。

■生涯学習課関係

4月6日、3～4か月児健康診査の会場で「ブックスタート事業」を開始しました。17組の親子に対して読み聞かせを行い、絵本を1冊ずつプレゼントしました。

同日、「令和4年度多賀城市青少年育成センター青少年補導員新年度説明会、情報交換会」を開催しました。青少年の健全な育成を目的とした巡回に当たっての注意点などを説明し、意見交換及び情報共有を行いました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

1月8日から3月21日まで、令和3年度資料展「地域の文化財－高橋・新田村－」を埋蔵文化財調査センター3階展示室で開催し、442名が観覧しました。

(別表) 新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休業状況

(令和4年4月21日現在)

休業日	学校名
3月15日	多賀城東小学校（2年1組）
3月16日	多賀城東小学校（第5学年） 天真小学校（5年2組） 城南小学校（1年4組）
3月22日	城南小学校（3年3組）
3月23日	城南小学校（3年3組）
3月24日	城南小学校（3年3組） 山王小学校（5年1組）
4月19日	山王小学校（第1学年）
4月20日	山王小学校（第1学年）
4月21日	山王小学校（1年1組、1年4組）
4月22日	山王小学校（第1学年）

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(令和4年4月18日現在)

○文化センター（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
4月9日から 4月10日まで	春のホワイエ無料開放	23名	市会

○大代地区公民館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
3月19日	成人教育事業「ふしぎなふしぎな多賀城の昔ばなし」 講師：多賀城民話の会	8名	大公
3月27日	成人教育事業「多文化共生事業 アフリカンドラム ワークショップ」 講師：ともだち・カワン・コミュニティ、モフラン ・ムジカ	12名	大公

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
3月16日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	4名	市図
3月18日	「夜活 1日の終わりにYOGA教室」 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子氏	7名	市図
3月19日	「キッズクラフト 花を咲かせましょう!」	10名	市図
3月19日	「図書館探検 館長と巡る図書館ツアー」	5名	市図
3月20日	「本のソムリエに学ぶビジネススキル 柔軟な発想 を生む思考術編」 講師：本のソムリエ 二本柳保氏	3名	市図
3月26日	「阿川佐和子の生きるピントがなんとな〜く分かる 話」 講師：阿川佐和子 氏	114名	市図
4月1日	「朝活 Good morning YOGA」 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子氏	3名	市図
4月3日	「図書館探検 館長と巡る図書館ツアー」	4名	市図
4月6日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	3名	市図

4月10日	「親子で一緒に 図書館探検隊！」	6名	市図
4月15日	「夜活 一日の終わりにYOGA教室」 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子氏	8名	市図
4月16日	「図書館探検 館長と巡る図書館ツアー」	3名	市図
4月16日	「Art to You! 関連イベント トーク&ワークショップ【大人になると、何故、絵を描かなくなるのだろうか?】」 講師：日本デザイナー芸術学院校長・イラストレーター 村上かつみ氏	15名	市図
4月17日	「本のソムリエに学ぶビジネススキル 自信が持てるプレゼン術編」 講師：本のソムリエ 二本柳保氏	3名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
3月24日 4月9日	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody	2名	総体
3月27日	社会体育事業「おとなの朝活（トレーニング）」 講師：Re:Reflet 武田智樹 氏	5名	総体
3月27日 4月17日	社会体育事業「おとなの朝活（ヨガ）」 講師：西崎英子 氏、諏訪由美 氏	24名	総体
4月8日	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：旭ヶ岡町内会ハッピークラブ	9名	市内
3月15日～ 4月13日 (計7回)	健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」 (3月17日分は福島県沖地震の影響により中止)	173名	ヘルス 山公 大公

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館
市会：市民会館 市図：市立図書館 総体：総合体育館
ヘルス：シルバーヘルスプラザ

令和4年4月27日提出

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

臨時代理事務報告第4号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和4年4月27日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和4年3月18日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

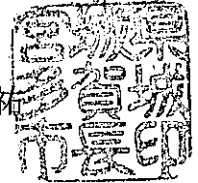
議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

管財第1917号
令和4年3月18日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 深谷 晃祐



議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（照会）

このことについて、下記の工事に係る工事請負変更契約の締結を令和4年第1回多賀城市議会臨時会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めますので回答願います。

記

1 対象工事

工事の名称	工事の場所
令和3年度特別史跡多賀城南門等復元工事	多賀城市市川字田屋場内
令和4年度多賀城市文化センター舞台設備改修工事	多賀城市中央二丁目27番1号
令和4年度多賀城市文化センター空調システム改修工事	多賀城市中央二丁目27番1号

担当：管財課管財契約係 大場
内線：462



議案第 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 令和4年度多賀城市文化センター空調システム改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 189,200,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 仙台市青葉区一番町三丁目7番1号
新日本空調株式会社東北支店 |

令和4年3月30日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

入 札 執 行 調 書

入札件名	令和４年度多賀城市文化センター空調システム改修工事	入札日時	令和４年３月１６日午後２時１０分
		入札場所	多賀城市役所５階５０１会議室
施工場所	多賀城市中央二丁目２７番１号	入札種別	制限付き一般競争入札
入 札 者	入 札 価 格	記 事	入札執行者 総務部管財課 課 長 星 昌昭 立会者 教育委員会事務局生涯学習課 副 主 幹 佐々木 聡 総務部管財課 課長補佐 松田 直樹 主 事 大場 康之 主 事 千葉 響
	第１回		
新日本空調株式会社 東北支店	１７２，０００，０００円	落 札	
			備考 左記金額に１００分の１０に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。
			予定価格（税抜）
			１７２，０００，０００円
			最低制限価格（税抜）
			１２９，０００，０００円

工事概要書

- 1 件 名 令和4年度多賀城市文化センター空調システム改修工事
- 2 施工場所 多賀城市中央二丁目27番1号
- 3 工事期間 令和4年4月1日から令和5年3月24日まで
- 4 工事概要

- (1) 中央監視装置更新

中央監視端末、液晶ディスプレイ、カラーレーザープリンタ、無停電電源装置、伝送ケーブル等

- (2) リモート機器更新

温湿度センサ、空調機器用コントローラ等

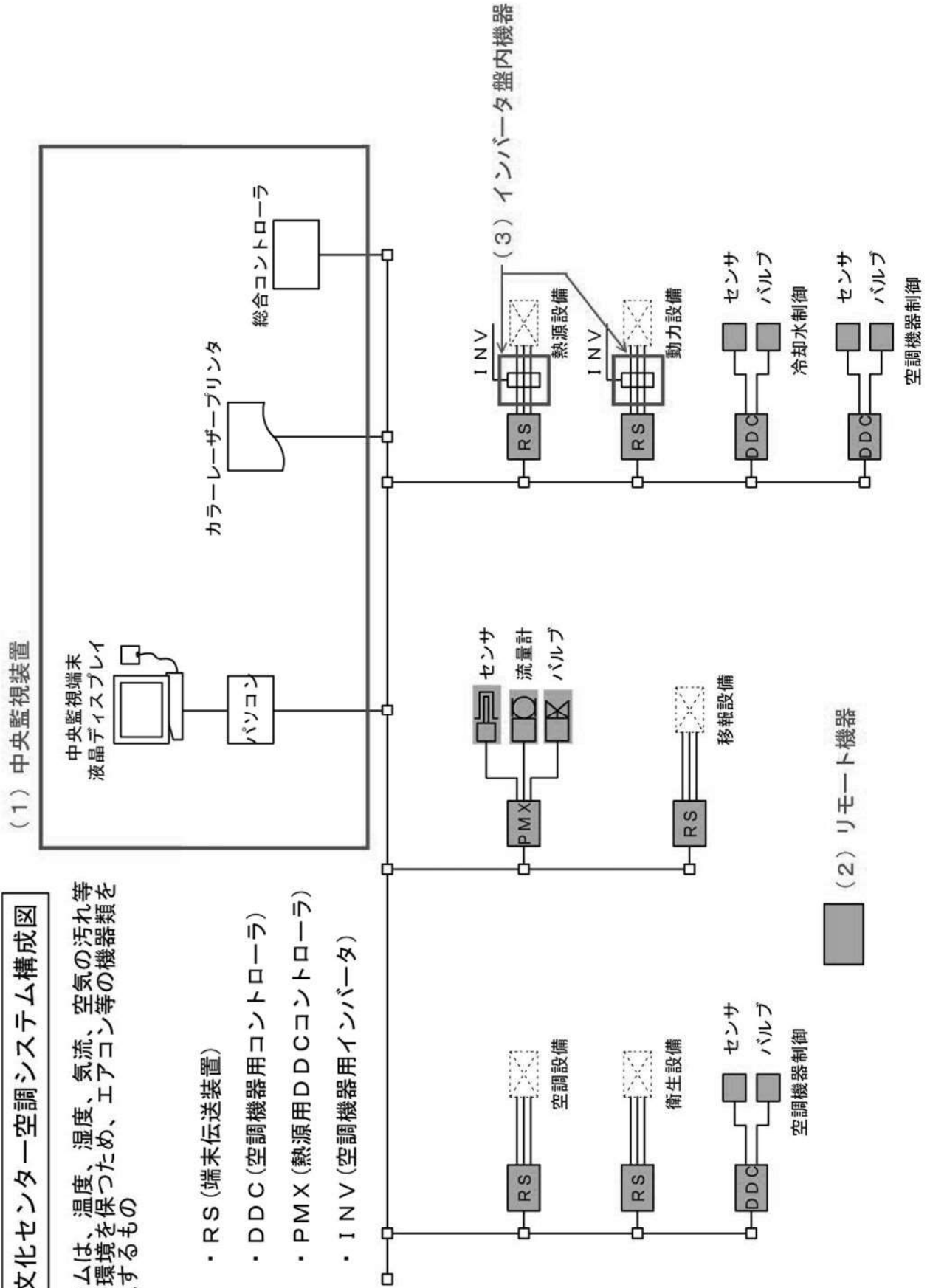
- (3) インバータ盤内機器更新

空調機器用インバータ等

多賀城市文化センター空調システム構成図

空調システムは、温度、湿度、気流、空気の汚れ等室内空間の環境を保つため、エアコン等の機器類を制御、監視するもの

- ・ RS (端末伝送装置)
- ・ DDC (空調機器用コントローラ)
- ・ PMX (熱源用DDCコントローラ)
- ・ INV (空調機器用インバータ)



議案第 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和4年度多賀城市文化センター舞台設備改修工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 715,000,000円
- 4 契約の相手方 仙台市青葉区中央二丁目10番12号
三精テクノロジーズ株式会社仙台営業所

令和4年3月30日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

入 札 執 行 調 書

入札件名	令和４年度多賀城市文化センター舞 台設備改修工事		入札日時	令 和 ４ 年 ３ 月 １ ６ 日 午 後 ２ 時
			入札場所	多賀城市役所５階 ５０１会議室
施工場所	多賀城市中央二丁目２７番１号		入札種別	制限付き一般競争入札
入 札 者	入 札 価 格		記 事	入札執行者 総務部管財課 課 長 星 昌昭 立会者 教育委員会事務局生涯学習課 副 主 幹 佐々木 聡 総務部管財課 課長補佐 松田 直樹 主 事 大場 康之 主 事 千葉 響
	第１回			
株式会社サンケン・ エンジニアリング仙 台営業所	701,000,000円		落 札	
三精テクノロジーズ 株式会社仙台営業所	650,000,000円			
			備考	
			左記金額に１００分の１０に 相当する額を加算した金額が申 込みに係る価格である。	
			予定価格（税抜）	
			655,000,000円	
			最低制限価格（税抜）	
			491,250,000円	

工事概要書

- 1 件 名 令和４年度多賀城市文化センター舞台設備改修工事
- 2 施工場所 多賀城市中央二丁目２７番１号
- 3 工事期間 令和４年４月１日から令和５年３月２４日まで
- 4 工事概要

(1) 舞台照明設備改修

各種ライト、大小ホール移動照明、コンセント、調光器盤、操作卓等

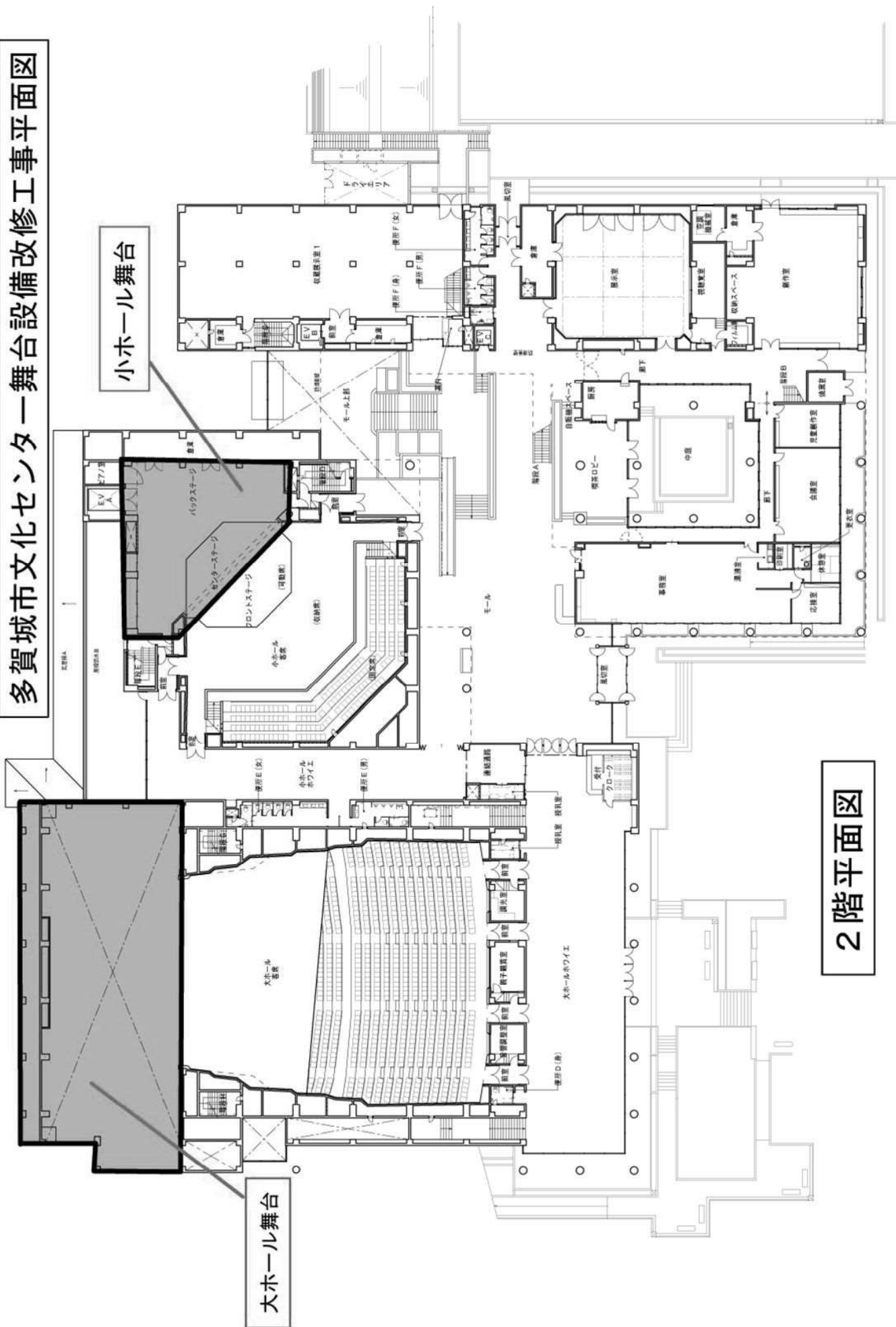
(2) 舞台機構設備改修

ワイヤーロープ、地震感知自動運転システム、幕、滑車、配管配線等

(3) 舞台音響設備改修

三点吊りマイク装置等

多賀城市文化センター舞台設備改修工事平面図



臨時代理事務報告第 5 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 47 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 4 年 4 月 27 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和4年3月18日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

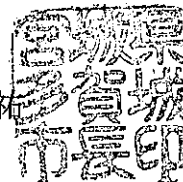
議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

管財第 1917 号
令和 4 年 3 月 18 日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 深谷 晃祐



議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（照会）

このことについて、下記の工事に係る工事請負変更契約の締結を令和 4 年第 1 回多賀城市議会臨時会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めますので回答願います。

記

1 対象工事

工事の名称	工事の場所
令和 3 年度特別史跡多賀城南門等復元工事	多賀城市市川字田屋場内
令和 4 年度多賀城市文化センター舞台設備改修工事	多賀城市中央二丁目 27 番 1 号
令和 4 年度多賀城市文化センター空調システム改修工事	多賀城市中央二丁目 27 番 1 号

担当：管財課管財契約係 大場
内線：462



議案第 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 令和3年度特別史跡多賀城南門等復元工事 |
| 2 | 契約の方法 | 総合評価方式による制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 162,800,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 仙台市青葉区一番町三丁目1番1号
松井建設株式会社東北支店 |

令和4年3月30日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

入 札 執 行 調 書

入札件名	令和3年度特別史跡多賀城南門等復元工事	入札日時	令和4年3月16日午後1時30分
		入札場所	多賀城市役所5階 501会議室
施工場所	多賀城市市川字田屋場地内	入札種別	総合評価方式による制限付き一般競争入札
入 札 者	入 札 価 格	記 事	入札執行者 総務部管財課 課 長 星 昌昭 立会者 教育委員会事務局文化財課 課長補佐 武田 健市 総務部管財課 課長補佐 松田 直樹 主 事 大場 康之 主 事 千葉 響
	第1回		
松井建設株式会社東北支店	148,000,000円	決 定	
			備考
			左記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。
			予定価格（税抜）
			149,000,000円
			調査基準価格（税抜）
			138,462,846円

総合評価方式の評価調書

1 価格以外の評価結果

入札業者		企業評価				技術者能力				労働福祉				地域貢献			不誠実な行為		合計
No.	名称	ア	イ	ウ	小計	ア	イ	ウ	小計	ア	イ	ウ	小計	ア	イ	小計	ア	小計	
1	松井建設株式会社東北支店	3.0	0.5	1.0	4.5	2.0	0.0	2.0	4.0	2.0	1.0	1.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5

2 総合評価結果

入札業者		入札価格	価格評価点	価格以外 の評価点	総合評価点	順位 落札候補者	
No.	名称						
1	松井建設株式会社東北支店	148,000,000	0.671	12.500	13.171	1	決定

※ 上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価点の算定方法

総合評価点＝価格評価点＋価格以外の評価点

(2) 価格評価点と価格以外の評価点の配点

ア 価格評価点 価格評価点の算定方法

価格評価点＝ $100 \times (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格}))$

※価格評価点は、小数点以下第4位を切り捨てとする。

○価格評価点の算定例（予定価格の95パーセントで入札した場合）

$$\begin{aligned}
 \text{価格評価点} &= 100 \times (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格})) \\
 &= 100 \times (1 - (141,550,000 \text{円} \div 149,000,000 \text{円})) \\
 &= 100 \times (1 - 0.95) \\
 &= 100 \times 0.05 \\
 &= 5.000 \text{点}
 \end{aligned}$$

※ 予定価格の1パーセントに相当する金額が、価格評価点の1点となる。

イ 価格以外の評価点 20.0点満点

4 落札者の決定年月日 令和4年3月17日

価格以外の評価項目及び評価基準

評価の視点		評価項目		評価点	提出資料	
技術力	企業評価	ア 過去の工事实績(過去10年間)			契約書及び仕様書の写	
		同種工事の施工経験の実績有	3			
		イ 公共機関からの優良工事表彰の有無(過去10年間)			賞状の写し及び表彰された工事契約書並びに仕様書の写	
		表彰実績あり(同種工事)	1			
		表彰実績あり(他工事)	0.5			
		ウ ISO等認証取得状況			認証取得を証明する書類の写	
		ISO9001及び14001の認証取得済み	1			
		ISO9001又は14001のいずれか一方の認証取得済み、若しくはISOに準じた認証機関からの認証取得済み	0.5			
		小 計			5	
	配置する技術者の能力	ア 主任技術者の保有する資格の有無			技術者資格者証等の写	
		1級施工管理技士又は監理技術者	2			
		2級施工管理技士	1			
		イ 継続教育(CPD)の取組状況の有無			受講証明書の写	
		継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上取得)	1			
		継続教育の証明あり(各団体推奨単位1/2以上取得)	0.5			
		ウ 主任技術者の施工経験の有無(過去10年間)			契約書、現場代理人等通知書及び仕様書等の写	
		同種工事の施工経験の実績有	2			
		小 計			5	
社会性	労働福祉	ア 建設業退職金共済制度導入の有無			経審等の写	
		建設業退職金共済制度導入済み	2			
		イ 退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無			経審等の写	
		退職一時金制度又は企業年金制度導入済み	1			
		ウ 障害者雇用の有無			雇用証明書及び障害者認定書の写	
		雇用率が法定雇用率以上で雇用あり	1			
		雇用率が法定雇用率未満で雇用あり	0.5			
		小 計			4	
		地域性	地域貢献	ア 多賀城市に本支店、営業所等の所在地の有無		
本社あり	4					
支店、営業所等あり	2					
イ 多賀城市との災害協定の有無				災害協定書の写・証明書等		
災害協定あり	2					
小 計				6		
減点	不誠実な行為	ア 多賀城市から過去1年以内の指名停止の有無			自己申告及び指名停止状況の確認	
		3月以内の指名停止回数1回につき1点減点	△1			
		3月を超え6月以内の指名停止回数1回につき2点減点	△2			
		6月を超える指名停止回数1回につき3点減点	△3			
合 計			20			

(1) 同種工事の条件

平成23年4月1日以降に重要文化財及び史跡内の木造建築物の復元工事を元請として施工した実績を有すること。(重要文化財は文化財保護法第27条第1項の規定により指定されたもの。史跡は、文化財保護法第109条第1項の規定により指定されたもの。)

(2) 「表彰実績あり(他工事)」の条件

建築一式工事での受賞実績を対象とする。

工事概要書

- 1 件 名 令和3年度特別史跡多賀城南門等復元工事
- 2 施工場所 多賀城市市川字田屋場地内
- 3 工事期間 契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで
- 4 工事概要

(1) 木工事

ア 木材調達及び加工組立（初重扉及び二重扉並びに高欄^{こうらん}）

イ 飾り金具取付け

(2) 屋根工事

瓦葺き^{かわらぶ}（二重屋根棟積瓦^{むなづみがわら}及び初重屋根全ての瓦）

(3) 塗装工事

ア 丹土塗装^{につち}（柱、扉等の中塗りから上塗りまで）

イ 緑青塗装^{ろくしょう}（二重連子窓^{にじゅうれんじ}の下塗りから上塗りまで）

ウ 黄土塗装^{おうど}（初重及び二重の飛檐垂木^{ひえんだるき}の小口^{こぐち}）

(4) 左官工事

初重壁及び二重壁全ての漆喰塗り^{しっくい}

(5) 石工事

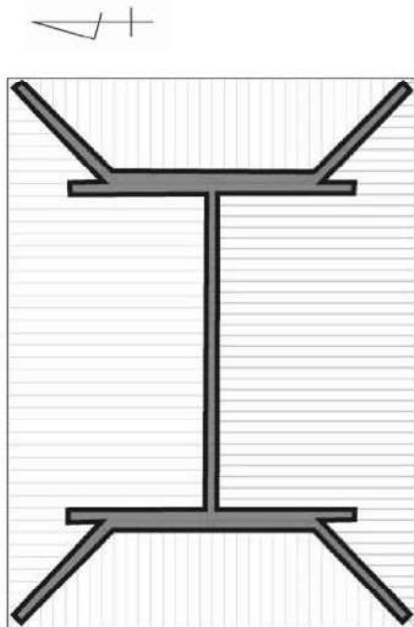
基壇^{きだん}南側の階段用踏石^{ふみいし}設置

(6) 仮設工事

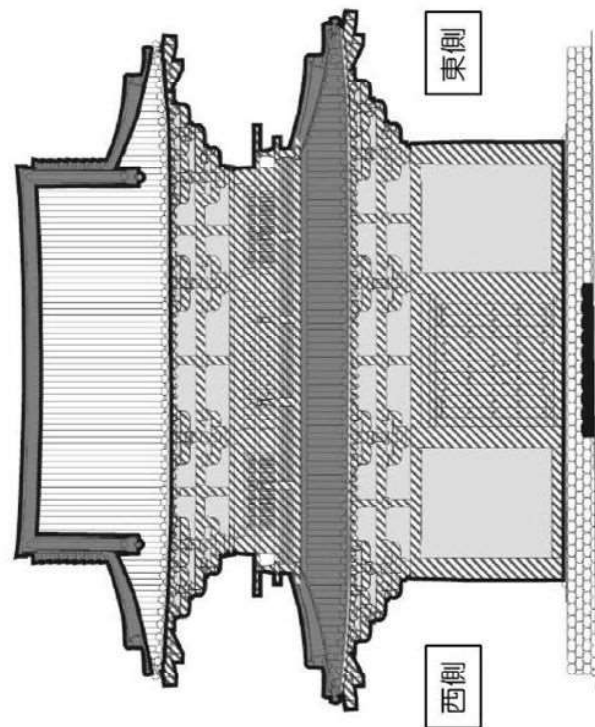
素屋根^{すやね}解体等

工事スケジュール

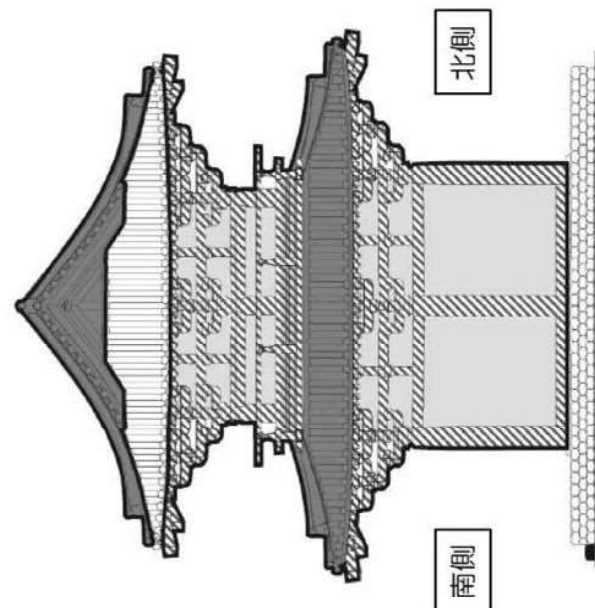
	令和4年												令和5年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
(1) 木工事		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
(2) 屋根工事		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
(3) 塗装工事		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
(4) 左官工事		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
(5) 石工事		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
(6) 仮設工事		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→



二重屋根平面図



南立面図



東立面図

- 木・塗装工事
- 屋根工事
- 左官工事
- 石工事

臨時代理事務報告第 6 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 47 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 4 年 4 月 27 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和4年3月24日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

令和4年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）に対する
意見について

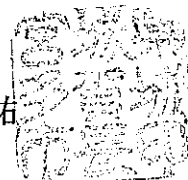
このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

市 公 第 1 8 8 6 号

令 和 4 年 3 月 2 4 日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 深谷 晃祐



令和4年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）につ
いて（協議）

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の
組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見
を求めます。

担当：市長公室（財政経営担当）

内線 2 1 6 松坂



令和 4 年度

教育委員会所管

一般会計補正予算（第 1 号）書

多賀城市教育委員会

議案第 号

令和４年度多賀城市一般会計補正予算（第１号）

令和４年度多賀城市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２９６，９９７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２７，４６６，９９７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和４年３月 日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	5,416,732	185,672	5,602,404
	2 国庫補助金	1,487,321	185,672	1,672,993
16	県支出金	1,787,507	32,892	1,820,399
	2 県補助金	385,748	28,312	414,060
	3 県委託金	143,181	4,580	147,761
19	繰入金	2,312,209	78,433	2,390,642
	1 基金繰入金	2,312,206	78,433	2,390,639
歳 入 合 計		27,170,000	296,997	27,466,997

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	4,356,083	9,319	4,365,402
	1 総務管理費	3,817,356	9,319	3,826,675
3	民生費	10,475,791	63,905	10,539,696
	1 社会福祉費	3,781,242	13,906	3,795,148
	2 児童福祉費	5,070,339	49,999	5,120,338
	3 生活保護費	1,624,208	0	1,624,208
7	商工費	298,587	60,161	358,748
	1 商工費	298,587	60,161	358,748
10	教育費	4,969,491	163,612	5,133,103
	1 教育総務費	490,173	4,792	494,965
	2 小学校費	467,305	88,381	555,686
	3 中学校費	372,798	34,768	407,566
	4 社会教育費	2,990,349	11,773	3,002,122
	5 保健体育費	648,866	23,898	672,764
歳 出 合 計		27,170,000	296,997	27,466,997

1 総括
(歳入)

44

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

1 6 款 県支出金 32,892千円
 2 項 県補助金 28,312千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
		8 商工費補助金	千円 0	千円 23,000	千円 23,000
計			385,748	28,312	414,060

1 6 款 県支出金 32,892千円
 3 項 県委託金 4,580千円

	3	県委託金	143,181	4,580	147,761
		2 教育費委託金	5,291	4,580	9,871
計			143,181	4,580	147,761

1 9 款 繰入金 78,433千円
 1 項 基金繰入金 78,433千円

19		繰入金	2,312,209	78,433	2,390,642
	1	基金繰入金	2,312,206	78,433	2,390,639
		1 財政調整基金繰入金	756,967	78,433	835,400
計			2,312,206	78,433	2,390,639

節		説	明
区	分	金	額
2	新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金	千円 23,000	千円 ○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策調整局 1 新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金 23,000 収入見込額 23,000 [第3期新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 23,000,000円] 補正額 23,000,000円-0円=23,000,000円 計上済額 0 差引額 23,000

3	教育総務費委託金	4,580	○教育総務課 1 学力向上マネジメント支援事業委託金 4,580 収入見込額 4,580 [学力向上マネジメント支援事業実施要項] [補正前 0円] [補正後 4,580,000円×10/10=4,580,000円] 補正額 4,580,000円-0円=4,580,000円 計上済額 0 差引額 4,580
---	----------	-------	--

1	財政調整基金繰入金	78,433	○財政課 1 財政調整基金繰入金 78,433 収入見込額 835,400 計上済額 756,967 差引額 78,433
---	-----------	--------	---

1 6 款 県支出金 1 9 款 繰入金

3 歳 出

10 款 教育費 163,612千円
1 項 教育総務費 4,792千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地方債	一般財源
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
10		教育費	4,969,491	163,612	5,133,103	136,879		26,733
	1	教育総務費	490,173	4,792	494,965	4,580		212
	2	事務局費	487,684	4,792	492,476	4,580 県支出金 4,580		212
計			490,173	4,792	494,965	4,580		212

10 款 教育費 163,612千円
2 項 小学校費 88,381千円

	2	小学校費	467,305	88,381	555,686	79,381		9,000
	1	学校管理費	292,293	58,339	350,632	49,339 国庫支出金 49,339		9,000
	2	教育振興費	175,012	30,042	205,054	30,042 国庫支出金 30,042		
計			467,305	88,381	555,686	79,381		9,000

10 款 教育費 163,612千円
3 項 中学校費 34,768千円

	3	中学校費	372,798	34,768	407,566	22,894		11,874
	1	学校管理費	263,766	14,740	278,506	9,340 国庫支出金 9,340		5,400

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円	千円	千円
7 報償費	150	○教育総務課	
		1 教職員研修支援事業	4,792
8 旅費	62	07 報償費	150
		報償金	150
12 委託料	4,580	08 旅費	62
		12 委託料	4,580
		学力向上マネジメント事業学力検査業務等委託料	4,580

10 需用費	12,450	○教育総務課	
		1 学校施設維持管理事業 [小学校]	15,000
14 工事請負費	43,189	10 需用費	12,300
		消耗品費	12,300
17 備品購入費	2,700	17 備品購入費	2,700
		学校用備品購入費	2,700
		2 学校環境整備事業 [小学校]	43,339
		10 需用費	150
		印刷製本費	150
		14 工事請負費	43,189
		小学校エアコン設置工事	9,240
		多賀城小学校暖房機設置工事	33,949
10 需用費	19,350	○教育総務課	
		1 学校 I C T 整備事業 [小学校]	30,042
12 委託料	10,692	10 需用費	19,350
		消耗品費	19,350
		12 委託料	10,692
		I C T 支援員派遣業務委託料	10,692

10 需用費	7,780	○教育総務課	
		1 学校施設維持管理事業 [中学校]	9,400
14 工事請負費	5,340	10 需用費	7,780

10 款 教育費

10款 教育費
3項 中学校費

163,612千円
34,768千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		2 教育振興費	109,032	20,028	129,060	13,554 国庫支出金 13,554			6,474
計			372,798	34,768	407,566	22,894			11,874

10款 教育費
4項 社会教育費

163,612千円
11,773千円

4	社会教育費	2,990,349	11,773	3,002,122	6,126			5,647
	1 社会教育総務費	211,751	3,084	214,835	1,989 国庫支出金 1,989			1,095
	2 社会教育振興費	2,193,392	3,000	2,196,392				3,000
	3 公民館費	43,815	5,689	49,504	4,137 国庫支出金 4,137			1,552
計		2,990,349	11,773	3,002,122	6,126			5,647

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
17 備品購入費	千円 1,620	千円 消耗品費 7,780 17 備品購入費 1,620 学校用備品購入費 1,620 2 学校環境整備事業 [中学校] 5,340 14 工事請負費 5,340 中学校エアコン設置工事 5,340	千円
10 需用費	12,900	○教育総務課 1 学校 I C T 整備事業 [中学校] 20,028 10 需用費 12,900 消耗品費 12,900 12 委託料 7,128 I C T 支援員派遣業務委託料 7,128	74,910
12 委託料	7,128		

10 需用費	1,989	○生涯学習課 1 生涯学習課庶務事務 3,084	5,879
12 委託料	923	10 需用費 1,989 消耗品費 1,989 12 委託料 923 総合体育館ネットワーク環境整備業務委託料 923 17 備品購入費 172 庁用備品購入費 172	
17 備品購入費	172		
10 需用費	3,000	○生涯学習課 1 市立図書館管理運営事業 3,000 10 需用費 3,000 消耗品費 3,000	316,777
10 需用費	40	○山王地区公民館 1 山王地区公民館管理運営事業 5,689	15,943
11 役務費	103	10 需用費 40 印刷製本費 40 11 役務費 103 通信運搬費 103 12 委託料 1,449 ネットワーク環境整備等業務委託料 1,449 14 工事請負費 4,097 体育館網戸設置工事 1,941 換気扇更新工事 2,156	
12 委託料	1,449		
14 工事請負費	4,097		

10款 教育費

163,612千円

5項 保健体育費

23,898千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
	5	保健体育費	千円 648,866	千円 23,898	千円 672,764	千円 23,898	千円	千円	千円
		2 学校給食管理費	521,410	23,898	545,308	23,898 国庫支出金 23,898			
計			648,866	23,898	672,764	23,898			

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円	千円	千円
12 委託料	23,898	○学校給食センター 1 学校給食センター運営事業 23,898 12 委託料 23,898 学校給食真空冷却器設置業務委託料 23,898	33,969

【10款1項2目 教職員研修支援事業】

宮城県学力向上マネジメント支援事業の活用について

1 県事業の概要

(1) 趣旨

本事業は、宮城県の課題である児童・生徒の学力向上に取り組むに当たり、宮城県教育委員会と市町村教育委員会が連携し、継続的・重点的に学力向上対策を推進するものである。本事業で得られた成果を基に、県内市町村への水平展開を図り、県内の公立小中学校における学力の全体的な底上げを目指すもの

(2) 事業内容

ア 市町村教育委員会を事業地区に指定

指定期間は1年間とし、最大3年間まで延長可能

イ 学力向上マネジメントアドバイザーの配置

アで指定した市町村教育委員会を所管する教育事務所に学力向上マネジメントアドバイザーを1名配置し、専門的見地から指導助言を行う。

※本市教育委員会には、週2日程度配置される予定

ウ 市町村教育委員会が行う事業内容

(ア) 学力向上対策基本方針の作成

(イ) 標準学力調査の実施（算数・数学 年2回（4月・12月））

(ウ) 標準学力調査の結果を踏まえた授業改善

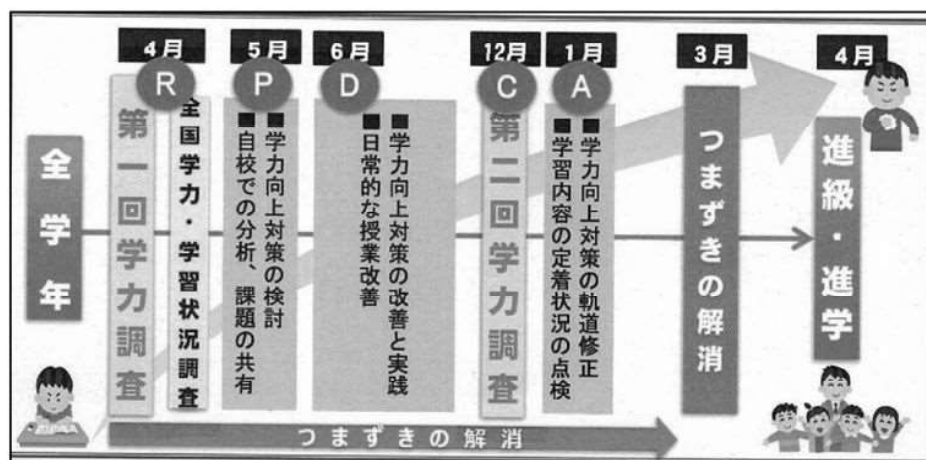
(エ) カリキュラムマネジメントの工夫

(オ) 小中連携の取組実施（学習ルール、家庭学習ルール等の共有）

(カ) AIドリルの導入

(キ) 学力向上推進委員会を設置

(ク) 取組の内容等を県が運営する学力向上マネジメント推進協議会で共有（市町村スケジュールイメージ）



※学力調査（市）

4月実施：小学2年から中学3年まで
12月実施：小学1年から中学2年まで

※全国学力・学習状況調査（国）

4月実施：小学6年・中学3年

2 本市の取組

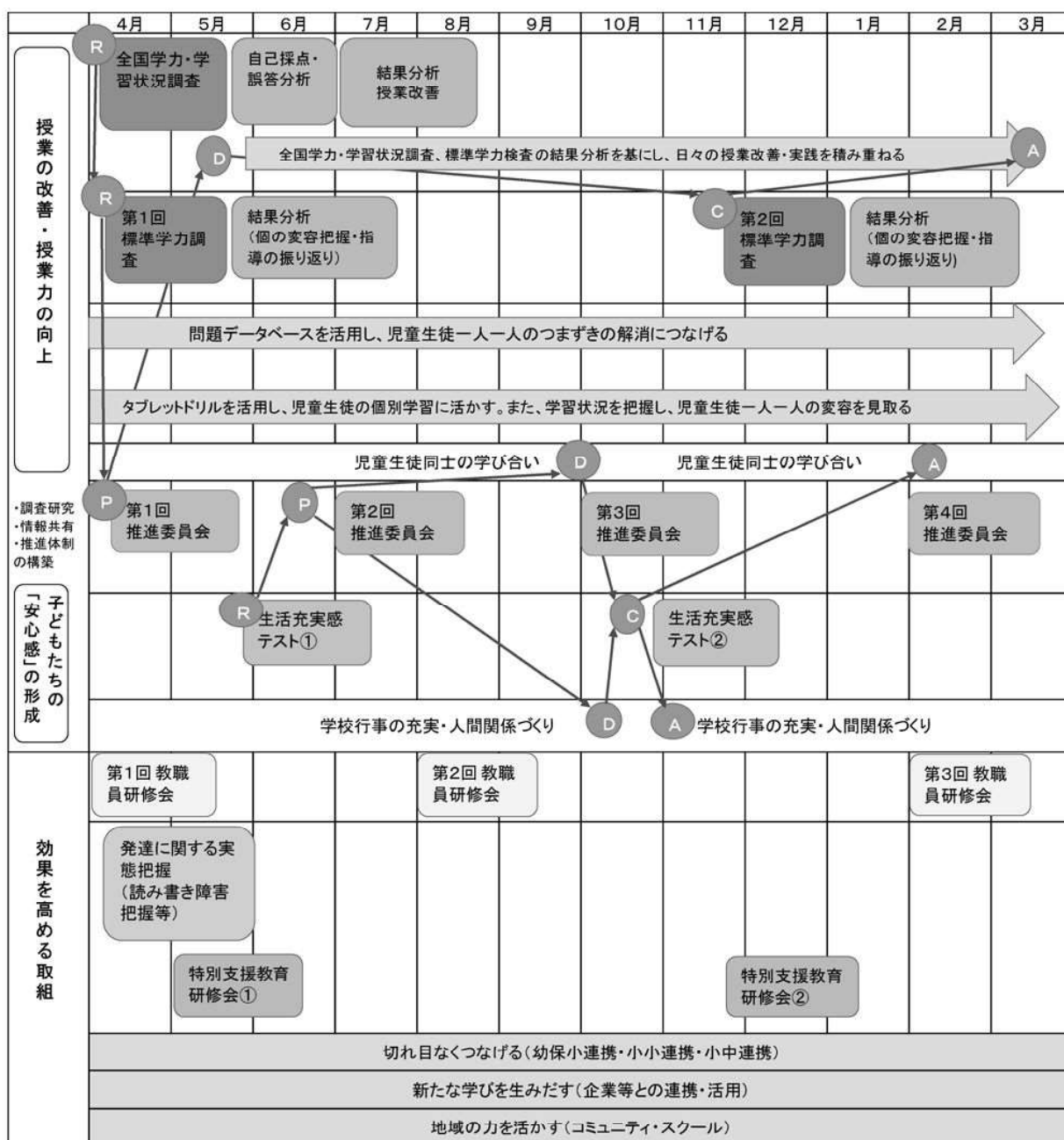
(1) 概要

令和4年度から最大3年間、県の事業を活用し、「授業の改善・授業力の向上」と「子どもたちの『安心感』の形成」の両面から児童生徒一人一人の能力を伸ばす取組を実施する。

また、学力向上推進委員会による調査研究・情報共有等、市全体で学力向上のための推進体制を構築し、コミュニティ・スクール等の既存事業と連携を図るなど土台づくりに努め、本事業活用終了後も学力向上の取組を切れ目なく継続させていくもの

(2) 具体的な取組内容

《学力向上マネジメント支援事業等を活用した学力向上のためのRPDCAサイクル》



令和4年度多賀城市新型コロナナ

1 臨時交付金交付限度額

区分	限度額		
		令和3年度	令和4年度
追加交付限度額	221,760	50,698	171,062

2 総事業費

区分	予算額			
		臨時交付金	他補助金	一般財源
施策総事業費	294,344	171,062	42,922	80,360

※本施策には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した補助事業と市単独事業のうち、新規で予算措置するものを計上しています。

対策概要

感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、市民生活の支援を目指した令和4年度の緊急経済対策として、市内小中学校や保育施設をはじめとした各公共施設の感染リスク軽減策、原油価格高騰を踏まえた企業等の事業継続のための支援策、コロナ禍における新しい生活様式に対応するための環境整備等の対策を講じるべく、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を行うもの

3 個別事業費

(1) 感染拡大の防止

NO	対象	施策	施策概要	予算積算内容
1	施設利用者	さんみらい多賀城イベントプラザにおけるビッグファンの設置 (さんみらい多賀城イベントプラザ管理運営事業)	新型コロナウイルス感染症対策として、施設内の空気循環・換気機能を強化するため、ビッグファン(大型送風機)を設置	備品購入費 32千円×2台=64千円
2	テレワーク	感染症対策としてのテレワークの導入に向けたICT環境の整備 (デジタル行政推進事業)	新型コロナウイルス感染症による業務の停滞・遅延を防ぐため、ICT(情報通信技術)を活用したテレワークの導入に向けたパソコン等の購入と通信環境の構築	備品購入費 7,653千円 ・テレワーク用PC、 モバイルルータ等40台購入費 役務費 1,602千円 ・テレワークに係る ネットワーク通信料等
3	施設利用者	児童発達支援センター(太陽の家)における冷暖房設備の更新 (療育等支援事業)	新型コロナウイルス感染症対策として、施設内の空気循環・換気機能を強化するため、エアコン及び換気設備を更新	消耗品費 50千円 設計業務委託料 2,299千円 工事請負費 36,350千円
4	保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所	保育施設等に対する保育環境改善事業費補助金の交付等 (保育所等感染症対策事業)	保育施設等における新型コロナウイルス感染症に対する体制強化のため、保育施設等で使用する感染拡大防止用の消耗品等の購入及び購入費用に係る補助金を交付	【公立保育施設分(3施設)】 消耗品費 1,500千円 ・定員60人以上施設 500千円×3施設=1,500千円 【私立保育施設分(23施設)】 補助金 9,800千円 ・定員19人以下施設 300千円×8施設=2,400千円 ・定員20人以上59人以下施設 400千円×1施設=400千円 ・定員60人以上施設 500千円×14施設=7,000千円

ウイルス感染症緊急経済対策一覧

【単位：千円】

予算額	臨時交付金	他国庫補助金	他県補助金	一般財源	備考
64	64				【総務部地域コミュニティ課】
9,255				9,255	【企画経営部 I C T 推進室】
38,699	38,699				【保健福祉部介護・障害福祉課】
11,300		5,650		5,650	他国庫補助金：保育対策総合支援 事業費補助金 1/2 【保健福祉部子ども政策課】

NO	対象	施策	施策概要	予算積算内容
5	児童、生徒、教職員等（多賀城東小学校、多賀城八幡小学校、多賀城中学校）	小中学校特別支援学級におけるエアコンの設置 （学校環境整備事業[小・中学校]）	新型コロナウイルス感染症対策として、空調設備等のない特別支援学級の空気循環・換気機能を強化するため、エアコン設備を設置	印刷製本費 50千円 工事請負費 14,580千円
6	児童、教職員等（多賀城小学校）	多賀城小学校における暖房設備の設置 （学校環境整備事業[小学校]）	多賀城小学校において、3密を避けるために利用する多目的スペース等の冬季の換気時における安全・安心な教育環境を維持するため、温風式暖房機を設置	印刷製本費 100千円 工事請負費 33,949千円
7	児童、生徒、教職員等	市内小中学校における感染症予防のための消耗品、備品の購入 （学校施設維持管理事業[小・中学校]）	市内小中学校の新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、消毒液等の消耗品等を購入	消耗品費 10,080千円 備品購入費 4,320千円
8	児童、生徒、教職員等	学校給食センターにおける学校給食真空冷却機の更新 （学校給食センター運営事業）	調理加熱後に真空冷却を実施するという感染症対策を万全に行い、安全安心な学校給食を安定的に提供するために必要な学校給食真空冷却機を更新	学校給食真空冷却機設置業務委託料 23,898千円
9	施設利用者	社会教育施設・体育施設における感染症予防のための消耗品の購入 （生涯学習課庶務事務）	社会教育施設・体育施設の新型コロナウイルス感染症予防のため、消毒液等の消耗品を購入	消耗品費 1,989千円
10	施設利用者	山王地区公民館における本館換気扇の改修及び体育館網戸の設置 （山王地区公民館管理運営事業）	新型コロナウイルス感染症対策として、空気循環・換気機能を強化するため、本館換気扇改修及び体育館網戸設置を実施	印刷製本費 40千円 工事請負費 4,097千円 ・本館換気扇改修 2,156千円 ・体育館網戸設置 1,941千円
合 計				

（２） 雇用の維持と事業の継続

NO	対象	施策	施策概要	予算積算内容
1	市内で事業を営む中小企業者、個人事業主、NPO法人、公益法人等	市内中小企業者及び個人事業主等に対する事業活動応援特別支援金の支給 （第2期事業活動応援特別支援金支給事業）	新型コロナウイルス感染症の影響で売上が大きく減少した市内中小企業者等に対して事業継続及び売上回復を支援するため、事業活動応援特別支援金を支給（要件を満たした法人に10万円、個人事業主に5万円） ※複数店舗がある場合は1事業者とみなす。 【要件】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年10月から令和4年3月までのいずれかひと月の売上げが、平成30年から令和3年までの同月と比較して20%以上減少していること。 ※創業まもない事業者(令和4年2月1日までに創業した場合)は、上記期間の売上げが、その月より前の3か月間の平均売上げ、または直前ひと月の売上げと比較して20%以上減少していること。	消耗品費 50千円 役務費 116千円 周知広報業務委託料 230千円 補助金 37,500千円 ・法人 100千円×200件＝20,000千円 ・個人事業主 50千円×350件＝17,500千円

予算額	臨時交付金	他国庫補助金	他県補助金	一般財源	備考
14,630	14,630				【教育委員会事務局教育総務課】
34,049	34,049				【教育委員会事務局教育総務課】
14,400				14,400	【教育委員会事務局教育総務課】
23,898	23,898				【教育委員会学校給食センター】
1,989	1,989				【教育委員会事務局生涯学習課】
4,137	4,137				【教育委員会山王地区公民館】
152,421	117,466	5,650	0	29,305	

予算額	臨時交付金	他国庫補助金	他県補助金	一般財源	備考
37,896			23,000	14,896	他県補助金：新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金 限度額23,000千円 【都市産業部産業振興課】

NO	対象	施策	施策概要	予算積算内容
2	市内で事業を営む 中小企業者、個人 事業主のうち、ト ラック・運送事業 （貨物自動車運送 事業）、貸切バス 事業（一般貸切旅 客自動車運送事 業）、タクシー・ 介護タクシー事業 （一般乗用旅客自 動車運送事業）、 自動車運転代行業 を営むもの	市内で道路運送事業等を営む中小企 業者等に対し、原油高騰対策に係る 運送事業者等支援金の支給（運送事 業者等支援金支給事業）	新型コロナウイルス感染症の感染状況等に 起因する原油価格の高騰による経費の増加 を、価格に転嫁することが困難な状況にあ ると認められる運送事業者等の事業継続を 支援するため、事業に要した燃料購入費用 の一部を支給 【要件】 令和3年10月から令和4年3月までの6か月間 のうち、いずれかの3か月間において、対 象車両の運行のために購入した燃料の合計 1リットル当たり3円（1円未満切捨） ※乗合バス等（一般乗合旅客自動車運送事 業）の運行に要した分の燃料は対象外	役務費 15千円 補助金 22,250千円 ・トラック60社 21,600千円 ・貸切バス・タクシー・介護タ クシー等8社 650千円
合 計				

(3) 市民生活の支援

NO	対象	施策	施策概要	予算積算内容
1	市民	生活支援相談等の強化 （生活保護適正実施推進事業・生活 困窮者包括的相談支援事業）	コロナ禍における生活保護申請及び生活困 窮者自立支援相談の増加を想定し、生活保 護決定に係る事務処理の補助職員の配置及 び生活困窮者相談業務受託事業者の職員増 員を図るもの	報酬等 2,139千円 相談業務委託料 4,946千円 ※報酬等については、当初予算 に計上済
2	市民	生活困窮者自立支援金の支給 （新型コロナウイルス感染症生活困 窮者自立支援金支給事業）	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立 支援金の申請期限が令和4年6月末日まで に延長されたことに伴い、同支援金を追加 計上するもの	補助金（追加補正分） 8,960千円
3	児童、生徒、教職 員等（市内小中學校）	学校図書館における図書の購入 （学校施設維持管理事業[小・中學校] ）	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、図書 等の貸出冊数が増加傾向にあることから、 学校図書館の貸出資料を充実させ貸出サー ビスの向上を図るため、学校図書館におけ る蔵書冊数を増やすもの	消耗品費 1,000千円×10校=10,000千円
4	児童、生徒、教職 員等（市内小中學校）	市内小中学校におけるICT支援員 派遣業務及びコロナ禍において必要 な備品の購入 （学校ICT整備事業[小・中學校] ）	新型コロナウイルス感染拡大に伴い学校 が臨時休業となった場合であっても家庭に おいて教職員や同級生とのコミュニケー ション、授業動画の視聴など、子供たちの 学びを継続できる体制を整備するため、I CT支援員を学校へ配置し、併せて、タブ レット端末を持ち帰る際の周辺機器を整備	ICT支援員派遣業務委託料 17,820千円 消耗品費 32,250千円 ・タブレット端末用ケース 3千円×5,500台=16,500千円 ・タブレット端末用充電器 3.5千円×4,500台=15,750千 円

予算額	臨時交付金	他国庫補助金	他県補助金	一般財源	備考
22,265				22,265	
60,161	0	0	23,000	37,161	【都市産業部産業振興課】

予算額	臨時交付金	他国庫補助金	他県補助金	一般財源	備考
7,085			5,312	1,773	他県補助金：新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 3/4 【保健福祉部社会福祉課】
8,960		8,960			他国庫補助金：新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費補助金 10/10 【保健福祉部社会福祉課】
10,000	10,000				【教育委員会事務局教育総務課】
50,070	43,596			6,474	【教育委員会事務局教育総務課】

NO	対象	施策	施策概要	予算積算内容
5	施設利用者	社会教育施設・体育施設における動画撮影用タブレット及びマイクシステムの設置 (生涯学習課庶務事務)	コロナ禍において、社会教育施設・体育施設のオンライン講座や動画配信等を積極的に実施するために必要なタブレットを購入、また、併せて施設受付職員と利用者のコミュニケーションを向上させるため、窓口にマイクシステムを設置	備品購入費 172千円 ・タブレット 1台 107千円 ・マイクシステム 22千円×3セット≒65千円
6	施設利用者	市立図書館における図書の購入 (市立図書館管理運営事業)	コロナ禍における外出抑制時に在宅で過ごす時間を豊かなものとし、また新しい生活様式に対応するため、市立図書館における蔵書冊数を増やすもの	消耗品費 3,000千円
7	施設利用者	社会教育施設・社会体育施設におけるWi-Fi環境の整備 (生涯学習課庶務事務・山王地区公民館管理運営事業)	コロナ禍において、オンライン講座や動画配信等を積極的に実施するため、総合体育館、山王地区公民館のWi-Fi環境を整備	LAN配線設置業務委託料 2,372千円 ・総合体育館 923千円 ・山王地区公民館 1,449千円 役務費 103千円
合 計				
総 計				

予算額	臨時交付金	他国庫補助金	他県補助金	一般財源	備考
172				172	【教育委員会事務局生涯学習課】
3,000				3,000	【教育委員会事務局生涯学習課】
2,475				2,475	【教育委員会事務局生涯学習課、 教育委員会山王地区公民館】
81,762	53,596	8,960	5,312	13,894	
294,344	171,062	14,610	28,312	80,360	

臨時代理事務報告第7号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和4年4月27日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和４年３月３１日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について
このことについて、下記のとおり解職する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和４年３月３１日	高野 薫	高崎中学校長

臨時代理事務報告第7号関係資料

多賀城市学校給食センター運営審議会委員名簿

任期 令和3年7月1日～令和5年6月30日

番号	氏 名	役 職 名	規則による位置付け	備考
1	丸田 浩之	多賀城小学校長	第1号委員 市立学校の校長	
2	佐々木朝海	天真小学校長	第1号委員 市立学校の校長	
3	松浦 晃弘	城南小学校長	第1号委員 市立学校の校長	
4	浅野 芳博	第二中学校長	第1号委員 市立学校の校長	
5	高野 薫	高崎中学校長	第1号委員 市立学校の校長	令和4年 3月31日 解職
6	小原 徹	多賀城東小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
7	鈴木 慶喜	山王小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
8	吉川 麦	多賀城八幡小学校 父母教師会 副会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
9	大竹 優也	多賀城中学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
10	荒若 健志	東豊中学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
11	川端 淑子	塩釜保健所環境衛生部 総括次長	第3号委員 関係行政機関の代表者	
12	叶 佐江子	塩釜地区薬剤師会 薬剤師	第4号委員 学識経験者	
13	遠藤 剛	仙台農業協同組合 多賀城支店長	第4号委員 学識経験者	

○委員の構成

市立学校の校長	児童生徒の保護者	関係行政機関の代表者	学識経験者	計
5	5	1	2	13

関係例規等（抜粋）

教育長に対する事務委任等規則

（教育委員会議決事項）

第2条 次の各号に掲げる事項は、教育委員会の会議において議決を受けなければならない。

（1）から（8） 省略

（9） 附属機関の構成員を委嘱し、又は解職すること。

以下省略

多賀城市学校給食センター条例

（学校給食センター運営審議会）

第5条 教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

多賀城市学校給食センター条例施行規則

（学校給食センター運営審議会）

第3条 条例第5条の規定による学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

（1）市立学校の校長

（2）児童生徒の保護者

（3）関係行政機関の代表者

（4）学識経験者

臨時代理事務報告第 8 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 47 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 4 年 4 月 27 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和４年３月３１日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市社会教育委員の人事について
このことについて、下記のとおり解職する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和４年３月３１日	高野 薫	高崎中学校長

多賀城市社会教育委員名簿

任期 令和3年6月1日～令和5年5月31日

NO	氏名	職	条例による位置付け	備考
1	高野 薫	高崎中学校長	学校教育関係者	令和4年3月31日解職
2	大竹 優也	父母教師会連合会会長（多賀城 中学校父母教師会会長）	学校教育関係者	
3	櫻井 やえ子	多賀城市婦人会連合会会長	社会教育関係	
4	佐藤 智子	多賀城市芸術文化協会第三部会 長	社会教育関係	
5	沼倉 亜紀子	学校支援地域本部事業コーディネーター	社会教育関係	
6	柴田 十一夫	多賀城市町内会連絡協議会会長	社会教育関係	
7	五代儀 良子	読み聞かせボランティア	家庭教育の向上に資 する活動を行う者	
8	佐々木 啓通	多賀城市家庭教育支援チーム あんだんて代表	家庭教育の向上に資 する活動を行う者	
9	木島 美智子	元第二中学校長 前社会教育指導員	学識経験者	
10	水谷 修	東北学院大学 教養学部長	学識経験者	

○委員の構成

学校教育関係者	2
社会教育関係者	4
家庭教育の向上に資する活動を行う者	2
学識経験者	2
計	10

～ 多賀城市社会教育委員の設置に関する条例（抜粋） ～
（組織）

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定により、多賀城市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

第2条 委員の定数は、10名以内とする。

第3条 委員の任期は、2年とする。但し病気その他特別の事由があるときは任期中においても解嘱することができる。

2 前項の任期は委嘱の日から起算する。

3 委員に欠員を生じたときは、補充することができる。補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

臨時代理事務報告第 9 号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和 47 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）第 3 条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第 6 条第 4 号の規定により報告する。

令和 4 年 4 月 27 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和４年３月３１日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市スポーツ推進審議会の人事について
このことについて、下記のとおり解職する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和４年３月３１日	橋元 伸二	多賀城中学校長

多賀城市スポーツ推進審議会委員名簿

任期 令和3年6月1日～令和5年5月31日

NO	氏名	現職等	条例による位置付け	備考
1	天 野 和 彦	東北学院大学准教授	学識経験者	
2	永 田 秀 隆	仙台大学教授	学識経験者	
3	磯 部 裕 子	宮城学院女子大学教授	学識経験者	
4	橋 元 伸 二	多賀城中学校長	関係行政機関職員	令和4年3月31日 解職
5	石 山 恵	多賀城中学校教諭	関係行政機関職員	令和4年4月1日 高崎中学校から異動
6	古 川 祥 枝	多賀城市民スポーツクラブ職員	関係行政機関職員	
7	青 島 大 輔	株式会社 activebody 代表取締役	教育委員会が必要と認める者	
8	阿 部 福 次	多賀城市体育協会会長	教育委員会が必要と認める者	
9	和 泉 匡 倫	多賀城市民スポーツクラブ指導者	教育委員会が必要と認める者	
10	齋 藤 繁 夫	多賀城市スポーツ少年団本部長	教育委員会が必要と認める者	

○委員の構成

学識経験者	3
関係行政機関職員	3
教育委員会が必要と認める者	4
計	10

○多賀城市スポーツ推進審議会条例（抜粋）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

臨時代理事務報告第10号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和4年4月27日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和４７年多賀城市教育委員会規則第７号）第３条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和４年３月３１日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市立図書館運営審議会の人事について
このことについて、下記のとおり解職する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和４年３月３１日	橋元 伸二	多賀城中学校長

多賀城市立図書館運営審議会委員名簿

任期 令和2年6月1日～令和4年5月31日

NO	氏名	職	条例による位置付け	備考
1	丸田 浩之	多賀城小学校校長	学校教育関係者	
2	橋元 伸二	多賀城中学校校長	学校教育関係者	令和4年3月31日 解職
3	内海 景子	山王小学校教諭	学校教育関係者	
4	金田 裕美	多賀城第二中学校教諭	学校教育関係者	
5	村上 秀典	多賀城市私立幼稚園連合会長	学校教育関係者	
6	五代儀 良子	多賀城市社会教育委員	社会教育関係者	
7	千葉 則敏	宮城県図書館企画管理部長	社会教育関係者	
8	宮城 裕子	図書館ボランティア	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	
9	佐々木 優美	家庭文庫主宰	学識経験者	
10	渡辺 豊	元毎日新聞記者	その他教育委員会が 必要と認める者	

○委員の構成

学校教育関係者	5
社会教育関係者	2
家庭教育の向上に資する活動を行う者	1
学識経験者	1
その他教委員会が必要と認める者	1
計	10

～ 多賀城市立図書館運営審議会条例(抜粋) ～

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育に関係する者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

議案第 10 号

多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和 4 年 5 月 1 日	小野 敬弘	宮城県多賀城高等学校長
委嘱	令和 4 年 5 月 1 日	星山 純一郎	多賀城小学校学校評議員
委嘱	令和 4 年 5 月 1 日	佐々木 正範	青少年健全育成多賀城市民 会議会長
委嘱	令和 4 年 5 月 1 日	伊藤 佑紀	弁護士
委嘱	令和 4 年 5 月 1 日	齋藤 昭雄	人権擁護委員
委嘱	令和 4 年 5 月 1 日	石井 アケミ	医師
委嘱	令和 4 年 5 月 1 日	築場 玲子	宮城県仙台保健福祉事務所 技術副参事兼総括技術次長
委嘱	令和 4 年 5 月 1 日	平泉 拓	臨床心理士
委嘱	令和 4 年 5 月 1 日	横山 知佳	宮城県中央児童相談所技師

令和 4 年 4 月 27 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

議案第10号関係資料

多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿

任期 令和4年5月1日～令和6年4月30日

氏 名	現職等	条例による 位置付け
小野 敬弘	宮城県多賀城高等学校長	教育関係
星山 純一郎	多賀城小学校学校評議員	教育関係
佐々木 正範	青少年健全育成多賀城市民会議会長	教育関係
伊藤 佑紀	弁護士	法律関係
齋藤 昭雄	人権擁護委員	法律関係
石井 アケミ	医師	医療関係
築場 玲子	宮城県仙台保健福祉事務所技術副参事兼総括技術次長	医療関係
平泉 拓	臨床心理士	心理関係
横山 知佳	宮城県中央児童相談所技師	福祉関係

○委員の構成

教育関係	法律関係	医療関係	心理関係	福祉関係	計
3	2	2	1	1	9

～多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（抜粋）～

第3章 多賀城市いじめ問題専門委員会

（設置）

第6条 法第14条第3項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第7条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第8条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

議案第 11 号

多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和4年5月1日	島田 拓	高崎中学校長

令和4年4月27日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

議案第 1 1 号関係資料

多賀城市学校給食センター運営審議会委員名簿

任期 令和 3 年 7 月 1 日～令和 5 年 6 月 3 0 日

番号	氏 名	役 職 名	規則による位置付け	備考
1	丸田 浩之	多賀城小学校長	第 1 号委員 市立学校の校長	
2	佐々木朝海	天真小学校長	第 1 号委員 市立学校の校長	
3	松浦 晃弘	城南小学校長	第 1 号委員 市立学校の校長	
4	浅野 芳博	第二中学校長	第 1 号委員 市立学校の校長	
5	島田 拓	高崎中学校長	第 1 号委員 市立学校の校長	令和 4 年 5 月 1 日 委嘱
6	小原 徹	多賀城東小学校 父母教師会長	第 2 号委員 児童生徒の保護者	
7	鈴木 慶喜	山王小学校 父母教師会長	第 2 号委員 児童生徒の保護者	
8	吉川 麦	多賀城八幡小学校 父母教師会 副会長	第 2 号委員 児童生徒の保護者	
9	大竹 優也	多賀城中学校 父母教師会長	第 2 号委員 児童生徒の保護者	
1 0	荒若 健志	東豊中学校 父母教師会長	第 2 号委員 児童生徒の保護者	
1 1	川端 淑子	塩釜保健所環境衛生部 総括次長	第 3 号委員 関係行政機関の代表者	
1 2	叶 佐江子	塩釜地区薬剤師会 薬剤師	第 4 号委員 学識経験者	
1 3	遠藤 剛	仙台農業協同組合 多賀城支店長	第 4 号委員 学識経験者	

○委員の構成

市立学校の校長	児童生徒の保護者	関係行政機関の代表者	学識経験者	計
5	5	1	2	1 3

関係例規等（抜粋）

教育長に対する事務委任等規則

（教育委員会議決事項）

第2条 次の各号に掲げる事項は、教育委員会の会議において議決を受けなければならない。

（1）から（8） 省略

（9） 附属機関の構成員を委嘱し、又は解職すること。

以下省略

多賀城市学校給食センター条例

（学校給食センター運営審議会）

第5条 教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

多賀城市学校給食センター条例施行規則

（学校給食センター運営審議会）

第3条 条例第5条の規定による学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

（1）市立学校の校長

（2）児童生徒の保護者

（3）関係行政機関の代表者

（4）学識経験者